

徳島県告示第四百十一号

昭和三十四年徳島県告示第三百六十号（漁港区域に係る海岸保全区域を指定する件）の一部を次のように改正し、令和三年三月五日から施行する。

令和三年三月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表紀伊水道西の伊島漁港の伊島地区の頂を次のように改める。

伊島地区

一 指定場所

起点＝阿南市伊島町瀬戸一七〇番地

終点＝阿南市伊島町伊吹

二 指定区域

基点一から基点一八までを順次に結んだ線、基点一八と補助点一八を結んだ線、補助点五、四、三、二及び一を順次に結んだ線並びに補助点一と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域

三 基点及び補助点の表示

基点一・・・一号表示杭（世界測地系に従う平面直角座標第 系X＝九四、

四九一・四四三、Y＝一二〇、九六七・一一二）

基点二・・・基点一から北二三六度線上〇一メートルの二号表示杭

基点三・・・基点二から北一七〇度線上三六メートルの三号表示杭

基点四・・・基点三から北一四八度線上五九メートルの四号表示杭

基点五・・・基点四から北一四八度線上九五メートルの五号表示杭

基点六・・・基点五から北一五五度線上四八メートルの六号表示杭

基点七・・・基点六から北二四〇度線上一六メートルの七号表示杭

基点八・・・基点七から北一六三度線上五・五メートルの八号表示杭

基点九・・・基点八から北一二〇度線上五・二メートルの九号表示杭

基点一〇・・・基点九から北一七五度線上三・七メートルの一〇号表示杭

基点一一・・・基点一〇から北一五六度線上二五メートルの一一号表示杭

基点一二・・・基点一一から北一〇〇度線上六・七メートルの一二号表示杭

基点一三・・・基点一二から北一三四度線上七・二メートルの一三号表示杭

基点一四・・・基点一三から北二一五度線上二・二メートルの一四号表示杭

基点一五・・・基点一四から北一五〇度線上一・七メートルの一五号表示杭

基点一六・・・基点一五から北二〇〇度線上一・二メートルの一六号表示杭

基点一七・・・基点一六から北一九七度線上六・六メートルの一七号表示杭

基点一八・・・基点一七から北二三三度線上二〇メートルの一八号表示杭

補助点一・・・基点一から北三二六度線上四〇メートルの点

補助点二・・・基点二から北二九七度線上四六メートルの点

補助点三・・・基点三から北二四四度線上四〇メートルの点

補助点四・・・基点四から北二四四度線上四四メートルの点

補助点五・基点五から北二三五度線上四五メートルの点
補助点一八・基点一八から北二五五度線上三〇メートルの点
